

新たな行政改革大綱の策定について

◎ 趣 旨

第 4 次行政改革大綱の策定に係る基本的な考え方等について協議するもの

1 大綱策定の必要性

本市では、平成 7 年度から始まる第 1 次行政改革から、現在の第 3 次行政改革に至るまで、不断に行政改革の取組を進め、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、人口減少社会の到来や高齢化の進展に伴う行政需要の増大など、以下のように市政が置かれている環境は新たな局面を迎えていることから、その状況を確認した上で、さらに効果的・効率的な行政運営を進めることが強く求められている。

(1) 社会経済環境の変化

本市においては、平成 27 年度に予測される人口減少社会の到来や少子・高齢化の進展に伴い、税収の減少や社会保障費の増大が懸念されることに加え、昨年来の世界的な経済不況の影響により、景気の先行きが不透明感を増していることなど、様々な社会経済環境の変化に円滑に対応できるよう、より磐石な行財政基盤の構築に向けた対応が急務となっている。

このような中、現大綱（「行政経営指針」）の策定時（平成 15 年 2 月）と比較し、これらの環境変化がより鮮明になってきた今、市民福祉の最大化を目指した施策・事業を展開する上で不可欠となる、抜本的な行政改革に取り組むため、その方向性を再構築する必要があること

(2) 第 5 次総合計画に掲げる都市像の実現

第 5 次総合計画に掲げた「3つのまち」の実現に向け、将来に向けた経営基盤をさらに強固にするため、財政、組織、人身体制などに係る本市の考え方を再構築する必要があること

(3) 地方分権の進展

「(仮)新分権一括法」の施行（22 年 4 月）や道州制の議論の進展を踏まえ、基礎自治体としてのあるべき姿を明確にした上で、これまで以上に自主的・自律的な行政運営を進めるための新たな方針を検討する必要があること

(4) 集中改革プランの計画期間の終了

国の要請により各自治体が策定した「集中改革プラン」の計画期間が 21 年度末で終了することになるが、期間中の成果も踏まえながら、改革継続の観点から、将来を見据えた新たな取組を検討する必要があること

上記を踏まえ、人口減少社会の到来に備えて、それまでの期間に、短期的・中期的な目標のもと、どのような改革に取り組まなければならないのかについて、財政状況が他の中核市と比較しても健全である現時点において、市として道筋を明らかにするため、今年度、新たな行政改革大綱を策定する必要がある。

2 本市の行政改革の課題

これまで本市においては、計3次にわたり、行政改革の様々な取組を展開してきたが、「1 大綱策定の必要性」や「第3次行政改革の成果と課題について」（資料3）から、現状において、本市の行政改革については、以下のような課題が導出されることを踏まえ、これらに留意した改革の取組を進める必要がある。

（1）行政サービスのあり方についての検証

将来に向けて、扶助費（生活困窮者などの生活維持のための費用）の増大などにより、財政の硬直化が懸念される中、第5次総合計画に掲げる「みんなに選ばれるまち」の実現に向けては、多様化する市民ニーズを的確に捉えた各種の行政サービスを積極的に展開することが必要となるが、その前提として、開始時には必要性が高かったものの、現在では実施効果の薄れた「非効果的なサービス」や、量だけに着目した「ばらまき型のサービス」を見直すなど、行政サービスのあり方に対する市としての考え方を再整理する必要があること

（2）持続可能な行財政基盤の確立

市民満足の最大化を目指した各種の行政サービスを積極的に展開する上で不可欠となる健全な行財政基盤を確立するため、継続的な行政改革に取り組むことが求められること

（3）スリムで効率的な業務遂行の確保

限りある行政資源で最大の効果をあげるという行政運営の基本原則を踏まえ、業務執行の仕組みを常に検証し、より一層の効率化・合理化が求められること

（4）市民協働のさらなる推進

「第3次行政改革の成果と課題について」（資料3）や「自治基本条例の制定」などを踏まえ、官民それぞれが役割と責務を明確にして、地域や市民の力を活かしながら、協働によるまちづくりの実現に向けた各種の取組をさらに推進することが求められること

（5）時代の変化に即応する組織・職員

より効率的な行政運営を実現するためには、職員一人ひとりが意欲と活気と責任を持ち、迅速に対応する風土の醸成や、それを可能とする柔軟で自主的な組織運営体制の確立が求められること

※ 新たな行政改革大綱の策定にあたっては、上記の5つの課題に対応した以下の視点から検討を進めることとしたい。

また、その検討の結果から導出された「改革の柱（方向性）」を集約した、新たな大綱が目指すべき「将来像（ありたい姿）」を、キャッチフレーズとして明確・簡潔・分かりやすく提示していく。

〔視点1〕サービスの改革

- ・ 低成長時代における行政サービスのあり方の再検討
- ・ 徹底した事業の見直し・合理化 など

〔視点2〕基盤の改革

(・ 健全で持続可能な行財政基盤のさらなる強化 など)

〔視点3〕仕組みの改革

(・ 執行方法の簡素化, 迅速化, 低コスト化 など)

〔視点4〕自治の改革

(・ 市民協働のさらなる推進 など)

〔視点5〕体制・体質の改革

(・ 自主的・自律的な組織の確立
・ 豊かな感性とバランス感覚を備えた職員の育成 など)

3 大綱の策定・推進の考え方

(1) 役割

この大綱は、「第5次総合計画」における将来の都市像の実現に向けた施策・事業を積極的に展開するために不可欠となる、健全でより強固な行財政基盤の確立に向けて、本市が取り組むべき改革の方向性を明らかにする役割を担うものとする。

(2) 推進期間

本市における人口減少社会の到来（平成27年度以降）を見据え、平成22年度からの5年間（平成22～26年度）を推進期間と位置付け、大綱に基づく改革に集中的に取り組む。

(3) 行動計画の策定

新たな大綱に基づく具体的な取組を年度ごとに明らかにする「行動計画」を策定する。

なお、目標を明確にし、成果の検証と改善を速やかに進めるために、取組の始期と終期を明確に区切ることが必要であることから、大綱の推進期間に合わせて計画期間を5年間（平成22～26年度）とする行動計画を策定し、この期間において、現行の仕組み等を抜本的に見直す取組を着実に推進する。

(計画期間3年目に実施状況を総括的に検証し、必要に応じて内容を見直す。)

(4) 市民の理解に向けて

行政改革を進めていくためには、市民と行政がともに協力することが必要であることから、大綱の策定過程及びその進行管理においては、市民の理解と協力を得るため、以下の取組を実施する。

- ・ 広報紙への掲載（21年7月、策定後必要に応じて）
（行政改革の成果と市民サービスへの反映 など）
- ・ パブリックコメントの実施（21年12月（予定））

(5) 職員の理解に向けて

本市が不断に行政改革を推進していくためには、市が進める行政改革の考え方や実践について、全職員が共通認識を持ち、積極的に取組に参加する必要があることから、大綱の策定状況について、必要に応じて、情報を庁内に向けて発信する。

4 大綱の策定体制

(1) 庁内組織

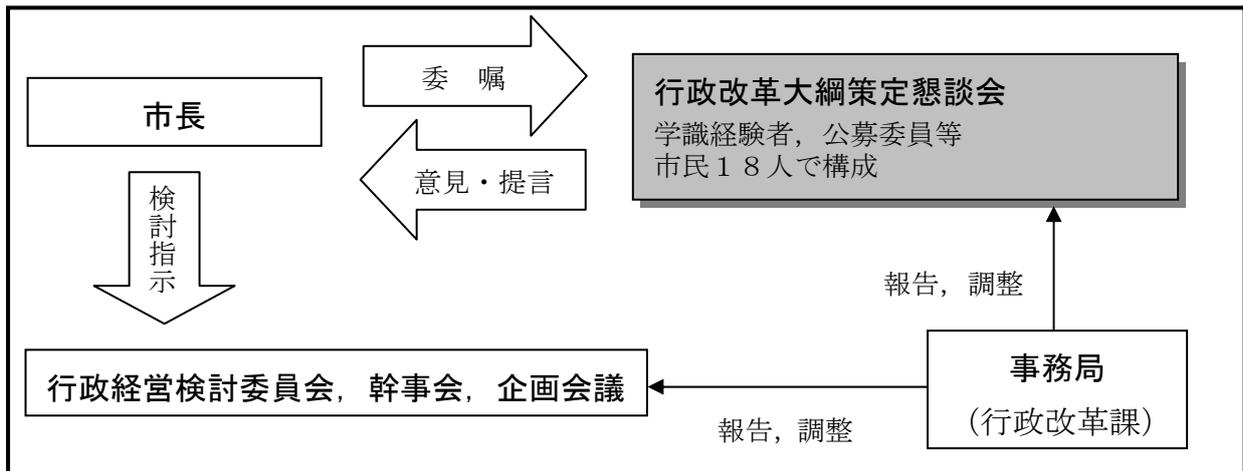
- ア 行政経営検討委員会（市長，副市長，各部局長で構成）
- イ 幹事会（行政経営部長，各部局次長で構成）
- ウ 企画会議（行政経営部次長，行政経営課長，行政改革課長，財政課長，
人事課長，政策審議室長，情報政策課長，地区行政課長，
みんなでまちづくり課長で構成）

(2) 庁外組織・・・「行政改革大綱策定懇談会」

ア 構成

- (ア) 学識経験者 5名
税理士，大学教授等，報道関係者
 - (イ) 各種団体推薦 10名
PTA連合会，社会福祉法人，栃木県経営品質協議会，市民活動団体，
消費者団体，労働団体，医師会，商工会議所，女性団体，自治会連合会
 - (ウ) 公募委員 3名
- イ 設置期間 21年6月から22年3月まで（10か月間）

<策定体制図>



5 大綱の策定スケジュール (案)

	行政経営検討委員会	行政改革大綱策定懇談会	市民意見の聞き取り (懇談会以外)
21年 5月	企画会議①(15日) 幹事会①(27日)	大綱策定の考え方 等	
6月		懇談会①(30日)	
7月	委員会①(10日)		広報紙掲載 (本市の行政改革の 取組について)
8月	企画会議② 幹事会②	大綱(素案)について 懇談会②	
9月	委員会②		
10月	企画会議③ 幹事会③	大綱(案)について	
11月	委員会③	懇談会③	
12月			パブリックコメント
22年 1月	企画会議④ 幹事会④	新たな大綱について	
2月	委員会④	懇談会④(提言書提出)	
3月	新たな行政改革大綱の公表		